## 地域農業経営基盤強化促進計画(変更)の縦覧について

地域農業経営基盤強化促進計画(変更)について、農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号)第19条第7項の規定に基づき公告し、次により 縦覧に供する。

令和7年10月18日

韮崎市長 内藤 久夫

- 2 縦覧期間 令和7年10月18日から令和7年10月31日まで
- 3 縦覧場所及び縦覧時間
  - ・韮崎市役所 農政課 韮崎市水神一丁目3番1号 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日は除く)
  - ・韮崎市ホームページ(24時間)
- 4 意見書の提出について

地域農業経営基盤強化促進計画(変更)については、縦覧期間満了の 日までに本市に意見書を提出することができます。

- ・書面での提出に限り、電話や窓口での口頭による意見は受けられま せん。
- ・個人の場合は住所,氏名、法人の場合は所在地,法人名,代表者名 を記載してください。
- ・意見書の内容については、公表します。
- ・意見書に対する個別回答は行わず、結果は地域農業経営基盤強化促 進計画の公告で行います。

【意見書の提出先】韮崎市役所 農政課